

西日本大水害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年三月三十日

木村 禧八郎

参議院議長 河井 彌八殿

西日本大水害に關する質問主意書

筑豊炭田地帯の石炭らん掘によつて、この地方一帯の地盤の沈下を生じ、民家をはじめとして各種の公共施設に被害を与えていることは政府もこれを認め、石炭鉱害復旧法によつて処理されている。

昨年六月の西日本大水害にさいし、遠賀川の本堤が植木町において決潰し、同町を中心に劍町、中間町、古月村、遠賀村等に大被害を与えたが、この原因は石炭らん掘による地盤沈下に起因すると認められるが、政府の見解如何。

政府は遠賀川の上述の被害状況図と、鉱業法の規定による三菱新入六坑、七坑並びに鞍手炭鉱等の坑内実測図（平面図、断面図）を添え、これに基き、具体的に答えられたい。